

令和3年度一般会計予算における引上げ分の地方消費税交付金(社会保障財源化分)が 充てられる社会保障施策に要する経費について

・平成26年4月1日より消費税等(国・地方)が5%から8%へ引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

令和2年度一般会計当初予算における社会保障施策に要する経費への充当状況については、次のとおりとなります。

(歳入)

・地方消費税交付金額(社会保障財源化分)見込額 441,818 千円

(歳出)

・地方消費税交付金(社会保障財源化分)を充てた社会保障施策に要する経費 1,473,871 千円

(単位:千円)

事業名	経費	財源内訳					
		特定財源			一般財源		
		国(県)支出金	町債	その他	地方消費税交付金(社会保障財源化分)		
社会福祉	障害福祉サービス事業	679,590	508,614	0	0	94,483	76,493
	小計	679,590	508,614	0	0	94,483	76,493
社会保険	国民健康保険特別会計繰出金	221,679	128,968	0	0	51,233	41,478
	介護保険特別会計繰出金	407,012	24,139	0	0	211,579	171,294
	小計	628,691	153,107	0	0	262,812	212,772
保健衛生	子ども医療費助成事業	165,590	12,638	0	0	84,523	68,429
	小計	165,590	12,638	0	0	84,523	68,429
合計		1,473,871	674,359	0	0	441,818	357,694

※地方消費税交付金(社会保障財源化分)は、地方消費税交付金の令和3年度予算額(810,000千円)の22分の12に相当する額としています。

※各事業に要する一般財源の比率に応じて、地方消費税交付金(社会保障財源化分)を按分して充当しています。